第１期（Ｈ24～27） 中期目標・中期計画

**参考資料２**

| 中期目標 | 中期計画 |
| --- | --- |
| （前文）大阪府立産業技術総合研究所は、大阪府の産業振興の拠点として、企業の技術支援や研究開発を行い、大阪経済の発展と府民生活の向上に寄与してきた。近年、経済活動のグローバル化を背景に、産業構造の変化や国際分業が進み、国際競争は年々厳しさを増しているが、その中で大阪の産業・経済が持続的に発展するためには、大阪の企業が新たな価値を創造する技術革新や製品開発への取組を強化し、競争力を高めることが不可欠である。一方、大阪府は、『大阪の成長戦略』を策定し、２０２０年までに「実質成長率　年平均２％以上」、「雇用創出　年平均１万人以上」等の成長を目指すことを掲げた。このような中、大阪のものづくり中小企業は大阪の産業の基盤として国際競争に打ち勝ち、大阪の産業・経済を牽引していかなければならない。しかしながら、個々の中小企業だけでは技術力等の経営資源に限界が伴う。そこで、地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所（以下「産技研」という。）は、ものづくり中小企業の「テクノ・パートナー」として、基盤技術の高度化や信頼性の実証による売れる製品づくり、研究開発成果の技術移転等、従来の機能をより強化するとともに、企業が付加価値の高い技術や新たな市場開拓を可能とする製品を数多く生み出すため、環境・新エネルギー等の成長分野への参入促進に向けた取組や企業間連携、産学官連携等の「つなぐ」取組を実現していくものとする。産技研は、「攻め」の事業展開を旨とし、企業ニーズに応える質の高いサービスを積極的に提案し、顧客の期待を上回るサービスを提供し続けることにより、もって顧客の拡大を実現し、その結果として得られる増加した収入を支援機能の強化に投資し、企業に還元するという、好循環の運営を目指す。さらに、大阪府市統合本部において、中小企業をはじめとする利用者の利便性の向上と総合的かつ高度な技術支援・研究開発を実施するため、産技研と地方独立行政法人大阪市立工業研究所（以下「市工研」という。）について、両研究所の強みと特徴を生かし、工業技術とものづくりを支える知と技術の支援拠点「スーパー公設試」を目指し、新たな大都市制度への移行時又は地方独立行政法人法の改正後に法人を統合するとの基本的な方向性が示された。これを受けて、両研究所の事業・サービスの内容の精査を行い、経営戦略の一体化や業務プロセスの共通化、研究開発及び技術支援サービスにおける連携事業等を順次実施する等、法人の統合に向けた取組を進めていく。以上のことを実現するため、大阪府は産技研の中期目標を定める。第１　中期目標の期間　　　平成２４年４月１日から平成２８年３月３１日までの４年間とする。第２　住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項　１　「提案型」の企業支援と「つなぐ」取組の推進ものづくり中小企業は、国際的な市場環境が変化する中、勝ち抜いていくためのイノベーションを実現していく必要に迫られているが、潜在的な技術力等を十分に活かしきれていない。また、外部との連携が十分でないことも多い。イノベーションは、今の技術を進化させることより、既存の技術、知恵、工夫等を組み合わせることによって実現できる場合も多い。産技研は、受け身の支援スタイルではなく、組織として積極的に最大限の支援を行う姿勢が不可欠である。企業の役に立つ提案を積極的に行う。そのための組織体制の整備と顧客データベース等のツールの構築を行う。また、外部機関との連携による支援や外部機関へのコーディネート機能の発揮等、「つなぐ」取組を推進する。(1)　「提案型」の企業支援による支援の強化①　提案型の企業支援に向けたサービス体制の強化大阪府立産業技術総合研究所は、これまで、顧客に対して個々の職員が個別に対応し、統一的な顧客対応をとってこなかった。このため、企業に対する支援に当たっては、個別の職員の知識、能力等に依存するケースが多かった。地方独立行政法人となった後は、組織として顧客対応ができるよう、体制を整備するとともに、必要なデータベースの再構築及び人材育成を行う。②　「出かける」活動の推進これまでは研究所において技術相談等を受けてきたが、提案型のサービス提供によって企業の課題解決を行うためには、企業の製造現場に出かけ、企業との円滑なコミュニケーションにより、トータルに課題を把握することが不可欠であり、職員が企業に出かける機会を飛躍的に拡大していくための意識改革及び環境整備を行う。③　ニーズの把握と顧客満足度の検証より良いサービスを提供するため、マーケティング・リサーチの実施や企業及び業界団体の意見を聴く場を設置すること等により、企業ニーズの把握と顧客満足度を検証する。④　積極的な情報発信企業の製造現場で役立つ情報を提供し、産技研を広く知ってもらうため、最新の産技研の取組、施策情報、技術情報等を継続して企業に情報発信していく。(2)　「つなぐ」取組の推進企業の課題解決に当たっては、産技研だけでは対応しえない多様な課題が存在する。企業の多様なニーズに応えるため、大阪府は様々な支援策を講じている。例えば、ものづくりビジネスセンター大阪（以下「ＭＯＢＩＯ」という。）との連携による企業間マッチングや大学等との連携による技術支援、産業デザインセンターによるデザインプロデュース支援、Ｂ２Ｂネットワークにおける販路開拓支援等を行っている。また、制度融資等の資金調達の支援等も行っている。大阪府の他に、国、大学、研究機関、金融機関等においても様々な支援策が提供されている。これらの外部機関との連携による支援や外部機関へのコーディネート等、「つなぐ」取組を推進し、企業の課題解決をトータルにサポートしていく。また、取引先や提携先を求めている顧客間の情報交流や技術マッチングを促進する仕組みを構築する。２　技術支援機能の強化ものづくり企業は、ハイエンドな製品開発や今後成長が期待される環境・新エネルギー産業、生活支援型産業等に関連する技術の高度化が求められている。企業の技術革新や製品開発をサポートしていくため、ニーズの高い分野及び高い成長が期待される分野の技術支援機能を強化する。また、既存の分野においても企業のニーズに応じたきめ細かなサービスを提供する。 (1)　新たなサービスの実施個々の企業の技術革新や製品開発のニーズにきめ細かく対応するとともに、顧客の利便性の向上のため、新たなサービスを実施する。(2)　既存サービスの充実企業ニーズにきめ細かく対応するため、技術相談、依頼試験、設備機器開放、受託研究等の既存サービスについて、顧客の視点に立って充実を図る。①　技術相談技術相談に当たっては、企業からのニーズへの対応にとどまることなく、提案型のサービス提供が可能となるよう取り組む。また、早期の課題解決に努めるとともに、日々の企業活動から生じる技術課題にタイムリーに対応するため、来所相談のほか、多様な相談機会を提供する。②　依頼試験企業の製品の信頼性を実証し、企業間の取引を促進するため、信頼性の高い試験結果を提供する。③　設備機器の開放 　　　製品開発の工程等における技術課題や設備投資の課題に応えるため、設備機器を開放する。④　受託研究企業単独では困難な技術課題の解決を図り、実用化・製品化につなげるため、産技研が受託研究を実施し、フォローアップをしていく。⑤　顧客の利便性向上顧客の利便性を向上し、満足度を高めるため、利用手続の簡素化・迅速化等、顧客の視点に立って改善する。(3)　企業の新技術・製品開発のニーズに応える設備機器の整備企業ニーズや府の政策課題に的確に対応するため、顧客データベースの情報、マーケティング・リサーチ等により投資効果を精査した上で、設備機器を企業ニーズの高いものから優先的に整備する。(4)　基盤技術や成長分野の技術者育成等次世代への技術の継承を確かなものにし、企業の技術者の能力向上につなげるため、ものづくりを支える基盤技術や成長分野に求められる高度かつ専門的な技術者の育成に取り組む。(5)　インキュベーション施設を活用した起業家・中小企業等への成長支援インキュベーション施設を活用し、起業家や新たな事業展開を目指す中小企業等の事業化・実用化を支援する。(6)　技術支援のフォローアップ技術支援を企業の持続的な成長につなげるため、フォローアップに努め、支援の実効性を高める。３　研究開発の推進戦略的なテーマに絞って研究開発を行う。効果的に研究開発を進め、より大きな成果を得るため、必要に応じて企業・大学との共同研究及び産学官連携研究を進めていく。また、産技研は、中小企業自らが共同研究に参画すること、さらには研究開発成果を企業の技術革新や製品開発に活かしていくことを、積極的に提案するものとする。(1)　戦略的テーマに関する研究開発①　研究開発の重点化大阪・関西の中小企業の発展にとって重要な分野で中小企業単独では取り組むことが困難な技術課題及び重要な政策課題の解決に資する戦略的テーマに絞って取り組む。収入の増加等により、財源の確保が可能な場合には、産技研の機能強化及び職員の能力向上につながる研究開発を推進する。②　企業への共同研究等の提案企業の技術革新や製品開発の可能性を高め、新分野への進出等を促進するため、共同研究、産学官連携研究等を企業に提案する。③　研究開発成果の評価と共有・活用研究開発成果の評価をその後の研究開発を進める上での指針とし、技術支援業務にも活かすため、適正に評価を行い、職員が共有する。(2)　研究開発成果の提案と技術移転①　研究開発成果の技術移転・情報発信の促進中小企業への技術移転を進めるため、研究開発成果の情報発信を行うとともに活用を提案する。 ②　大学の研究開発成果の橋渡し大学の先端研究の成果を中小企業へ技術移転するため、産技研が橋渡し役を担う。特に、公立大学法人大阪府立大学とは、研究開発成果を活かす取組を連携して行う。③　知的財産権を活かした企業支援企業における実用化・製品化を、知的財産権を活かして支援するため、産技研が知的財産権の取得を進めるとともに、積極的に公開する。４　連携の促進技術分野以外の多様な企業ニーズにも応えるため、外部機関との連携を進め、ワンストップ機能を向上させる。(1)　行政機関、金融機関等との連携による多様な支援企業の様々な相談や課題に最適な企業支援を行うため、行政機関、金融機関等の外部機関と連携する。特に、大阪府やＭＯＢＩＯ等との連携事業を行い、企業ニーズに対応する。(2)　産学官連携の推進企業の新技術・製品開発や新分野への進出につながる研究開発等を行うため、産学官連携を推進する。特に、公立大学法人大阪府立大学とは、継続的に連携して事業を行う。(3)　広域連携の着実な推進関西広域連合参加府県の公設試験研究機関が、それぞれの強みを活かし、連携して、関西広域連合内のものづくり中小企業の支援を効果的に行えるよう、産技研は積極的に取り組む。(4)　地域との連携と社会貢献産技研が有する機能を地域社会に活かすため、近隣の企業や行政機関との共同事業を実施するとともに、地域住民に身近な存在として感じていただけるよう取組を行う。５　市工研との統合に向けた取組の推進 市工研との統合によるマネジメントの一元化を通じた効果的な事業展開と効率的な運営を見据え、先行して経営戦略の一体化や業務プロセスの共通化、研究開発、技術支援サービス及び情報発信等における連携事業を実施する等、機能面の実質的な統合と事業の効率化を図る。第３　業務運営の改善及び効率化に関する事項１　自主的・自律的な組織運営(1)　組織マネジメントの実行とＰＤＣＡサイクルの確立産技研の使命を自覚し、最大限の成果を継続的に実現するため、組織マネジメントを行い、業務の成果を検証し、改善を行うＰＤＣＡサイクルを実行する。(2)　予算執行や人事制度の効果的な運用産技研の使命を適切に果たすため、予算執行や人事制度を効果的に運用する。(3)　積極的な営業展開等を実現する組織体制積極的に営業展開を実現するための顧客サービス部門の新設や社会経済情勢の変化、重要性・緊急性の高い政策課題等に迅速に対応する組織体制を構築する。２　職場・職員の士気を高め、職員の能力を向上させる取組(1)　人事評価の人事・給与への反映職員の能力と勤務意欲を向上させ、組織を活性化するため、人事評価を行い、人事・給与に反映させる。(2)　職員へのインセンティブ職場・職員の士気を高め、職員の能力を最大限に発揮させ、組織を活性化するため、インセンティブの制度化を図る。(3)　職員の人材育成受け身の業務執行から積極的な営業展開に向け、職員の意識改革を図り、必要な能力及び知識を向上させる。この一環として、外部機関との交流を活発化し、知識の習得と人的ネットワークの拡充を図る。また、職員研修を計画的に実施するとともに、自己研さんの取組が促進されるよう、職場環境の整備に努める。３　業務の効率化限られた経営資源を最大限に活かすため、絶えず業務改善に取り組み、効率的・効果的に業務を遂行する。第４　財務内容の改善に関する事項１　事業収入の確保産技研は、顧客の拡大に取り組み、その結果として得られる増加した収入を支援機能の強化に投資し、企業に還元するという、好循環の運営を目指す。なお、利用料金については、企業ニーズ等を踏まえ、受益者負担を前提に設定することとし、利用料金が法人化前の料金水準よりも高くなる場合には、厳しい経営環境にある中小企業について政策的に引き下げる。また、新サービスの導入に当たっても、中小企業に配慮した料金設定を行う。２　外部資金の獲得中小企業単独では取り組むことが困難な研究開発等に活用するため、提案公募型の競争的研究資金等外部資金の獲得に向けて積極的に取り組む。３　予算の効果的な執行等企業ニーズに柔軟に対応するため、効果的な予算執行や契約の運用を行う。また、予算配分を重点化する仕組みを設ける。第５　その他業務運営に関する重要事項１　施設の有効活用等(1)　施設の計画的な整備・活用等施設を良好かつ安全な状態に保持し、業務を円滑に推進するため、建物は改修計画を策定し、計画的に整備を進める。 また、財産を効率的・効果的に経営や業務に活かすため、土地・建物は適正に管理するとともに、有効活用を図る。(2)　設備機器の整備　　企業ニーズや府の政策課題に的確に対応するため、顧客データベースの情報、マーケティング・リサーチ等により投資効果を精査した上で、設備機器を企業ニーズの高いものから優先的に整備する。なお、事業収入を財源として、収益事業に係る設備機器を整備するとともに、府の政策課題に対応するため必要な設備機器や非収益事業に係る設備機器については、運営費交付金で整備する。(3)　安全衛生管理等の徹底顧客への良好かつ安全な利用環境の提供と、職員が快適かつ安全な労働環境で業務に従事できるようにするため、安全対策の徹底と事故発生の防止に努める。また、職員が心身ともに健康を保持し、その能力を十分発揮できるようにする。(4)　環境への配慮環境への負荷を低減するため、環境に配慮した業務運営に努力する。２ 法令遵守に向けた取組(1)　コンプライアンスの徹底職員の法令遵守の意識と倫理観を高めるため、コンプライアンスを周知徹底する取組を行う。(2)　情報公開法人文書の情報公開請求等に適正に対応するため、適切に文書管理を行う。(3)　個人情報保護と情報セキュリティ顧客の権利利益の保護を図るため、個人情報及び企業活動に関する情報を厳正に取り扱い、情報管理を徹底する。(4)　リスク管理業務等のリスクを適切に管理するため、調査・検討を行う。 |  （前文） 地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）第２５条の規定に基づき、大阪府知事から指示を受けた平成２４年４月１日から平成２８年３月３１日までの４年間における地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所（以下「産技研」という。）の中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を以下のとおり定める。 第１ 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 １ 「提案型」の企業支援と「つなぐ」取組の推進 ものづくり中小企業が厳しい経営環境にあることを踏まえ、受け身の支援スタイルではなく、企業の課題解決に向け、技術ニーズ等企業に関わる情報を共有し、組織として最大限提供できるサービスを積極的に提案していくものとする。 また、併せて、大阪府の支援機関である、ものづくりビジネスセンター大阪（以下「ＭＯＢＩＯ」という。）や産業デザインセンター、Ｂ２Ｂネットワーク、大学等、外部機関との連携による企業間のマッチング支援や技術支援等、つなぐ取組を進めていく。 (1)　「提案型」の企業支援による支援の強化 ①　提案型の企業支援に向けたサービス体制の強化 提案型の企業支援を行う統一窓口として、また、顧客対応の司令塔の役割を果たす拠点として、「顧客サービスセンター（仮称）」を地方独立行政法人発足時に設ける。顧客情報を一元的に収集・管理・分析し、それを活かして、企業の強み、弱みを把握し、企業トータルでの課題解決や製品開発につながるニーズにあったサービスを積極的に提案していく。 ＜「顧客サービスセンター（仮称）」の役割＞ ・総合的な相談窓口 ・顧客データベースの再構築（入力内容等の充実等）・運用 ・マーケティング・リサーチ ・企業訪問、情報発信、企業への提案やコミュニケーションの促進 ・支援業務の管理・分析 これらの業務で得られた情報を産技研の運営に活かす。 また、提案型営業のツールとなる顧客データベースや産技研自らの保有技術、ノウハウ、ネットワーク等のデータベースを再構築し、職員全員で共有、活用できるマニュアルを作成する。職員が技術相談、依頼試験、設備機器開放等のサービスを提供する際に、「顧客サービスセンター（仮称）」と十分に連携を図るとともに、データベースを最大限活用して、組織として最大限のサービスを提供できるようにマネジメントする。 さらに、技術情報、マーケット情報に精通し、企業の強み、弱み等を把握し、企業トータルでの課題解決や製品開発につながるサービスを提案できるような人材の育成に努める。 ②　「出かける」活動の推進 現地相談、共同研究、講師派遣等、職員が企業に出かける機会を増やし、職員の企業へのトータルな技術支援能力を高める。 また、企業の製造現場での課題とニーズを把握することにより、企業の課題解決に直結した研究テーマの設定や設備機器の選定に反映させる。特に、未利用企業への訪問を積極的に行い、顧客の拡大につなげるとともに、企業が抱えている課題を発掘し、支援策を提案していく。【現地相談件数】 中期計画期間中 ２，０００件 ③　ニーズの把握と顧客満足度の検証 企業ニーズの把握と顧客満足度を検証し、サービスの改善や新たな提案に活かすため、マーケティング・リサーチを定期的に実施する。 また、企業や業界団体・研究会の意見を聴く場を設置するとともに、企業経営者や技術者との交流や情報交換の場に、職員が積極的に参加し、企業、産業界の生の声を聞き、必要な情報の蓄積に役立てる。 ④　積極的な情報発信 インターネット、電子メ－ル、刊行物等それぞれの特性を活かし、最新の産技研の取組、施策情報、技術情報やイベント情報等を企業に提供する。 また、展示会等でのプロモーション活動や外部機関の広報媒体への情報提供等を積極的に実施するとともに、企業や金融機関、大学等に向けた見学会を開催し、産技研の知名度を向上させる。 さらに、業界団体・研究会の人材育成、広報、情報収集、コーディネート等の機能を利用し、産技研の技術支援情報を広く企業に発信するとともに、技術普及の機会を拡大し、顧客の増加につなげる。 【業界団体等への情報発信・協力件数】 中期計画期間中 １，９００件 (2)　「つなぐ」取組の推進 つなぐ取組を行うためには、まず、企業の課題を共有することが出発点となる。このため、顧客とのコミュニケーションを十分に行うとともに、顧客データベースにおいて、企業の強みと弱みと課題を整理する。また、支援機関ごとの強みなどを整理、検索できるデータベースを整備しておく。このような仕組みを定着させることによって、府内外の外部機関との連携により、互いの強みを活かす支援を実施する。特に、ものづくりのマッチング支援に強みを有するＭＯＢＩＯと技術支援に強い産技研が連携し、総合的な支援を行うとともに、高度な研究を得意とする大学と基盤技術に強みを持つ産技研が連携し、企業の抱える課題の解決や新技術の実用化等につなげる。 また、「産技研顧客コミュニケーションサイト（仮称）」を新設し、顧客同士や支援機関との情報交換の場を提供する。 ２　技術支援機能の強化 産技研は、「売れる製品づくり」につなげるため、基盤技術の高度化支援、依頼試験による信頼性実証の取組強化、研究開発とその成果の移転、技術マッチング等、企業ニーズに応じた質の高いサービスを提供していく。 (1)　新たなサービスの実施 個々の企業活動にきめ細かく応えるオーダーメイド型のサービスやインターネットによる予約制度の導入等、企業ニーズの高いサービスを新たに導入する。 ＜依頼試験＞ ・依頼試験の技術コメント付与＊ ・製品開発の期限、クレーム対応等緊急に試験結果が必要な依頼に対応するための「特急制度（仮称）」の創設＊ ・試験条件が特殊であったり、試料に特別な処理を施す必要がある等、通常の依頼試験では対応できないオーダーメイド型試験 ＜設備機器開放＞ ・インターネットによる設備機器の利用予約＊ ・設備機器のレンタルサービス＊ ・設備機器利用時間の延長＊ ＜受託研究＞ ・簡易な受託研究 ＜技術者育成＞ ・企業の求めに応じて開催する技術講習会等、オーダーメイド型の技術者育成事業 ＊企業ニーズの高いものから実施の可否を検討し、段階的に実施する。 (2)　既存サービスの充実 日常の企業支援業務や企業、業界団体等との交流を通じ、ニーズを的確に把握し、 顧客の目線で既存サービスを充実する。①　技術相談 提案型の企業支援の拠点であり、総合的な相談窓口の機能を担う「顧客サービスセンター（仮称）」を新たに設置し、企業からの相談内容に最適な提案や情報提供を行う。 技術相談を受けた企業については、相談があった内容にとどまることなく、企業としてのトータルな課題や対応結果等の情報を活用し、組織的にフォローアップしていく。 また、来所相談のほか、インターネット及び電子メールを活用した相談システムを充実させる等、気軽に相談できる多様な機会を提供するとともに、企業の製造現場に出向く現地相談の機会を増やし、企業に密着した支援を行う。特に、未利用企業への訪問活動を積極的に行い、企業が抱える課題解決に役立つ支援の提案を行う。 さらに、多様化する相談内容に対応するため、外部機関とのネットワークづくりや連携強化に努め、適切に紹介やコーディネートが行えるよう支援機能を強化するとともに、知的財産権に関する基礎的な相談にも対応できるよう、職員の育成を進める。 これらの取組を通じ、職員が顧客のニーズを把握、整理、分析するスキルの向上を図るとともに、相談で得られた情報を設備機器や研究開発テーマの選定に反映する等、企業支援の指針として活かす。 【技術相談件数】 中期計画期間中 ２３１，０００件 ②　依頼試験 企業支援や最新の技術情報によって得た職員の専門的な知識・ノウハウを活かし、併せて、計画的な設備機器更新や保守・校正点検等により設備機器の性能を維持することで、客観的かつ正確な信頼性の高い試験結果を顧客に提供する。 ③　設備機器の開放 利用頻度の高い設備機器については、１社でも多く利用していただけるよう、利用申込手続き、受入体制等を改善する。その他の設備機器については、「テクニカルシート」での広報や機器利用技術講習会の開催等を行い、顧客の拡大を図る。 また、他機関では開放していないような高度な設備機器でも、職員の支援のもと、企業の研究者が利用できるようにし、高付加価値な技術・製品開発に対応する。 【依頼試験及び設備機器開放件数】 中期計画期間中 ５６，０００件 ④　受託研究 これまでの研究開発成果や最新の技術情報を活かし、高度な受託研究に取り組む。必要に応じ、委託企業の製造現場へ職員を派遣し、効果的に進める。 また、突発的な受託研究や複数年度にまたがる受託研究にも、企業の要望に合わせて柔軟に対応する。 【受託研究件数】 中期計画期間中 ２３０件 ⑤　顧客の利便性向上 受託研究等の契約の簡素化や迅速化、リピーターの自動受付、料金支払方法の多様化等、顧客の目線で利便性向上の具体化を進める。 (3)　企業の新技術・製品開発のニーズに応える設備機器の整備 顧客データベースの情報、マーケティング・リサーチ等に基づき、企業ニーズや費用対効果の高い設備機器を優先的に整備するとともに、府の政策課題への対応に必要な設備機器を整備する。整備に当たっては、利用が見込める企業、利用頻度、料金設定等、利用計画を策定する。 特定の支援分野に関する設備機器については、機器センターを設置し、レベルの高い技術課題に対応する一連の設備機器の使用等を提案する。 また、主要設備機器の機器利用技術講習会を定期的に開催し、設備機器の使い方や製品開発での活用事例の紹介を行う。特に、新規導入した設備機器については、積極的に機器利用技術講習会を開催して、顧客の拡大を図る。 【機器利用技術講習会開催回数】 中期計画期間中 ７２０回 (4)　基盤技術や成長分野の技術者育成等 技術講習会を開催し、ものづくり基盤技術を支える技術者を育成する。また、今後成長が期待される技術分野に求められる高度専門人材の育成にも、大学等の外部機関と連携して取り組む。 さらに、企業や大学等から研修生を受け入れる。 (5)　インキュベーション施設を活用した起業家・中小企業等への成長支援 起業家や新たな事業展開を目指す中小企業等のインキュベーション施設への入居を促進し、産技研の設備機器の活用や、専門職員による技術支援、外部機関による経営支援等、産技研が事業化・実用化をきめ細かくサポートすることにより、ものづくり人材の育成と産技研発の新技術開発につなげるとともに、さらにインキュベーション施設の有効活用を図る。 (6)　技術支援のフォローアップ 技術支援を行った企業の実用化・製品化、品質向上等の成果の把握等、フォローアップに努め、企業が新たに直面している課題に対する支援策を提案し、具体的な成果を得られるよう取り組む。３　研究開発の推進 重点的に研究開発を行う分野は次のとおりとし、戦略的なテーマに絞って実施する。 ・高付加価値製品を製造するための高度基盤技術 ・ナノテクノロジーによる新製造技術（精密・微細加工等） ・新エネルギー関連技術（リチウム電池等電池関連部品等） ・環境対応技術（省エネルギー、生活環境等） ・生活支援型産業関連技術（医療・介護用機器等） なお、研究開発のテーマの選定に当たっては、社会経済情勢の変化等に弾力的に対応する。 (1)　戦略的テーマに関する研究開発 ①　研究開発の重点化 大阪・関西の中小企業のポテンシャルとニーズを把握するとともに、技術開発のロードマップ等に基づき、成長分野に関する技術シーズの創出につながるテーマを設定する。実施に当たっては、ものづくり基盤技術の高度化や新技術・製品開発につながる共同研究、産学官連携に努める。 これらに加えて、産技研の機能強化、職員の能力向上につながる「プロジェクト研究」を創設する。実施に当たっては研究分野横断的なプロジェクト研究チームを結成するとともに、理事長裁量枠予算の投入や研究調整部門のサポートにより、効果的に研究開発を進める。 なお、上記の研究開発を行うに当たっては、国や財団法人が実施する競争的研究事業に積極的に応募し、外部資金の獲得を目指す。 【競争的研究資金の応募件数】 中期計画期間中 １１０件 ②　企業への共同研究等の提案 共同研究、産学官連携研究を企業へ積極的に提案・実施し、企業との連携を強化する。 また、企業がより大きな研究開発成果を得られるよう、国等の研究開発事業の情報提供を迅速に行う。 ③　研究開発成果の評価と共有・活用 研究開発成果を評価する仕組みを構築し、評価結果に基づいて研究継続の必要性や研究資源の配分、その後のテーマの設定に反映させる。 また、研究開発成果の所内発表等を行い、成果を共有し、技術支援業務や研究分野横断的なテーマの提案に活かす。 (2)　研究開発成果の提案と技術移転 ①　研究開発成果の技術移転・情報発信の促進 顧客データベースにより、研究開発成果の活用が想定される企業を抽出し、個別に技術移転する。 また、研究発表会の開催等によって積極的に情報発信し、中小企業への技術移転、実用化・製品化につなげる。 ・研究発表会・講習会の開催、展示会等への出展 ・学会での発表、論文投稿、技術解説の執筆 ・ホームページ、電子メール、各種広報媒体を通じた情報発信 【講習会等での情報発信件数】 中期計画期間中 １２０件 【学会等での発表件数】 中期計画期間中 ９７０件 【論文等投稿件数】 中期計画期間中 ２００件 ②　大学の研究開発成果の橋渡し 大学の高度かつ専門的な先端研究の成果を、産技研が技術支援のノウハウを活かして、中小企業へ技術移転する。特に、公立大学法人大阪府立大学とは包括連携協定のもと、共同研究を実施し、得られた研究開発成果を中小企業の課題解決に活かす。 ③　知的財産権を活かした企業支援知的財産権の取得を進め、積極的に公開するとともに、企業に活用の提案を行う。企業が活用する際には、効果的に技術支援を行い、併せて、最新の技術情報を提供する等、実用化・製品化の可能性が高まるようフォローアップする。 ４　連携の促進 企業の様々な相談や課題の解決に応えるため、産技研は、外部機関との連携を進め、互いの強みを活かして企業を支援する。 (1)　行政機関、金融機関等との連携による多様な支援 行政機関、金融機関等と連携又は業務提携を結び、ワンストップ機能を向上させることで、企業の様々な相談への対応や課題の解決に向けて支援を行う。 ①　大阪府、ＭＯＢＩＯ、産業デザインセンター、Ｂ２Ｂネットワークとの連携 大阪府、ＭＯＢＩＯ、産業デザインセンター、Ｂ２Ｂネツトワークとの連携を強化し、研究開発、品質管理から販路開拓まで、広範な支援を行う。 ②　金融機関との連携 金融機関が開催する企業向けイベントに参加する等の連携を図るほか、産技研の説明会・見学会を金融機関向けに開催し、業務に対する理解を深めてもらい、金融機関の顧客企業が抱える技術課題の解決に向けて、連携した支援体制を構築する。 ③　商工会議所等との連携 商工会議所や商工会との連携を強化し、技術支援を実施する。特に、小規模事業経営支援事業を活かした連携を構築する。 (2)　産学官連携の推進 企業・業界団体、大学・学会等とのネットワークづくりと各機関の強みを整理したデータベースの充実に努め、産学官連携の中心的な役割を果たし、高付加価値な新技術・製品開発につなげる。 また、公立大学法人大阪府立大学とは、共同研究、研究開発成果の技術移転、人材育成、セミナーの開催等、包括連携協定に基づく共同事業を実施し、企業支援や地域の活性化に寄与する。 (3)　広域連携の着実な推進 関西広域連合参加府県の試験研究機関と、設備機器情報の共有・提供等の面で連携し互いに補完することで、経営資源を相互に効率的・効果的に活かすとともに、利用企業の選択肢を増やし、広域からの企業のニーズに応えていく。 また、適切な公設試験研究機関を企業に紹介する。 (4)　地域との連携と社会貢献 近隣の産業団地であるテクノステージ和泉の企業や南大阪高等職業技術専門校と連携し、企業向けセミナー等を開催し、地域の企業に貢献する。 また、小中高校生を対象にものづくりや実験等のイベントを開催し、子供たちの科学技術に対する興味を引き出す。 ５　大阪市立工業研究所との統合に向けた取組の推進 地方独立行政法人大阪市立工業研究所との統合によるマネジメントの一元化を通じた効果的な事業展開と効率的運営を見据え、両研究所代表及び設立団体代表、外部機関等代表から構成する合同経営戦略会議での経営戦略の一体化をはじめ、業務プロセスの共通化、研究開発、技術支援サービス、情報発信等における連携事業の実施など、機能面の実質的な統合と事業の効率化を図る。 (1)　経営戦略の一体化に向けた取組 合同経営戦略会議による協議を通じて、経営戦略という大きな方向性を一体的に決定する。 (2)　業務プロセスの共通化に向けた取組 次の業務プロセスの共通化について検討し、実現可能なものから順次実施する。 ・機器購入・評価判定 ・研究テーマ選定 ・広報・顧客拡大 (3)　研究開発における連携の推進 両研究所の得意分野を融合した高度な研究開発について検討・推進する。 (4)　技術支援サービスや情報発信等における連携の推進 次の連携事業について検討し、実現可能なものから順次実施する。 ・共通技術相談窓口の設置 ・支援サービスの料金・手続きの統一 ・各種システムの統一 ・サテライト研究室の開設 ・合同イベント・合同PR ・合同職員研修 第２　業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 １　自主的、自律的な組織運営 (1)　組織マネジメントの実行とＰＤＣＡサイクルの確立 自主的、自律的に組織マネジメントするため、経営企画を担当する部門を新たに設ける。 また、理事長のリーダーシップの下、各部署、チームでＰＤＣＡサイクルを実践するとともに、管理監督者をはじめ全職員が法人の目標や抱える課題を共有し、その達成や改善に向けて、一人ひとりがＰＤＣＡサイクルを実践する。 (2)　予算執行や人事制度の効果的な運用 自らの権限と責任で予算執行や人事制度を効果的に運用する。特に、予算面では、突発的な経費支出や複数年度にまたがる契約等にも柔軟に対応する。さらに、人事面では、時期や期間にとらわれずに、企業ニーズやプロジェクトの期間に合わせて、職員の採用を行い、業務に最適な体制を維持するとともに、業務内容に応じて、外部からも含め多様な人材を確保する。 (3)　積極的な営業展開等を実現する組織体制 「顧客サービスセンター（仮称）」を新たに設け、総合的な窓口相談、顧客データベースの再構築（入力内容等の充実等）・運用、マーケティング・リサーチ、情報発信等の業務の拠点とする。 技術支援部門については、意思決定の迅速化や複合化した技術課題へ対応する組織を構築する。特に、新エネルギー技術開発等研究分野横断的な技術課題については、プロジェクトチームを設置して、研究開発、技術支援に取り組む。 ２　職場、職員の士気を高め、職員の能力を向上させる取組 (1)　人事評価の人事・給与への反映 地方独立行政法人に適した人事評価制度を確立し、人事評価を適切に実施し、評価結果を人事や給与に適切に反映させる。これにより、職員の意欲を喚起し、能力を高め、組織を活性化する。 (2)　職員へのインセンティブ 頑張ったことが報われるよう、予算の理事長裁量枠や支援実績に応じた重点配分、めざましい業績をあげた職員の表彰、能力開発に結びつく研修等、インセンティブ制度を具体化する。 また、支援先企業の成功事例や研究開発成果、外部機関からの受賞や補助金の獲得等、職員の努力によって得られた成果を発表し、組織として称える機会を設ける。 (3)　職員の人材育成 大学、企業、研究機関等外部との交流を活発化するとともに、職員を派遣する制度を新たに設け、職員の意識改革と能力開発を進める。派遣を終えた者は、その成果を所内報告会で伝達する。 また、職員研修を計画的に実施する。特に、若手職員の育成に向け、研究所内での日々のＯＪＴのほか、企業の製造現場に接する研修を充実させる。 さらに、職員の各種資格の取得を組織的に推進する。 ３　業務の効率化 財務会計、人事給与等のシステムを構築し、事務処理の簡素化・効率化を推進する。物品購入等の業務については、職員の負担軽減につながるよう、効率化を行う。 また、総務事務や施設・設備の保守点検・修理等の業務の一部について、外部委託の検討を進める。第３　財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置 １　事業収入の確保 提案型の企業支援を行うとともに、企業の声に応えるサービスの実現や利便性の向上、広報宣伝により顧客を拡大し、収入の増加を図る。 なお、利用料金については、企業ニーズ等を踏まえ、受益者負担を前提に設定するとともに、中小企業に配慮した料金設定を行う。 ２　外部資金の獲得 研究開発等に活用するため、競争的研究資金等外部資金の獲得を目指す。 特に、国、財団法人等が実施する提案公募型研究等について、常に情報収集に努め、積極的に応募するとともに、採択率を高めるため、所内のサポート体制を充実する。 ３　予算の効果的な執行等 効果的な予算執行や契約の運用を行うことにより、年度当初見込んでいなかった経費や複数年度契約に対応する。 また、予算に理事長裁量枠を設け、「プロジェクト研究」への資金投入や支援業務実績に応じた研究資金の重点配分等、予算配分の重点化を進める。 第４　予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 １　予算（人件費の見積りを含む。） 平成２４～２７年度予算 （単位：百万円）

|  |  |
| --- | --- |
| 区 分  | 金 額  |
| 収入 運営費交付金 自己収入 事業収入 外部資金研究費等 その他収入 計  | ８，２１１　１，５１４　１，０９６１７９２３９９，７２５　 |
| 支出 業務費 技術研究経費 外部資金研究経費等  | ７，４６２　２，６０９１３４ |

[人件費の見積り] 中期目標期間中総額 ６，０３７百万円を支出する。(退職手当を含む。) ※金額については見込みであり、今後変更する可能性がある。 [運営費交付金の算定ルール] 中期目標期間中、運営費交付金の交付対象となる事業、対象経費は次のとおり。地方独立行政法人法第２５条第１項の規定により知事が産技研に対して指示した地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）に基づく事業に要する経費のうち、次の各号に掲げる経費①維持管理運営費（非収益分）②機器整備費（非収益分）③人件費（非収益分、平成２４年度から２７年度は一部収益分も含む）④法人化による新規経費等⑤退職手当⑥大規模改修費⑦その他特殊要因経費上記①～④については「標準運営費交付金」とする。上記⑤～⑦については「特定運営費交付金」とする。※「特定運営費交付金」については、府との予算協議により交付額を決定する。なお、③人件費については、毎年度、制度変更等の変動率を考慮し、算定の上、決定する。２　収支計画 平成２４～２７年度収支計画 （単位：百万円）

|  |  |
| --- | --- |
| 区 分  | 金 額  |
| 費用の部 経常費用 業務費 技術研究経費 外部資金研究経費等 職員人件費 減価償却費 一般管理費 収入の部 経常収益 運営費交付金収益 事業収入 外部資金研究費等収益 その他収益 資産見返運営費交付金戻入 資産見返物品受贈額戻入 資産見返補助金等戻入 純利益 総利益  | ９，７１０　　８，１９０　１，４２８ １３４ ４，７１９ １，９０９ １，５２０　９，９７０　　７，１５２　１，０９６　１７９　９９　３１２　１，０４５　８７　２６０　　２６０　　 |

※金額については見込みであり、今後変更する可能性がある。 ※純利益・総利益について 機器整備は、運営費交付金のほか事業収入等を財源とする。事業収入等を財源とすることで、経常費用には耐用年数に見合った減価償却費のみを計上することになるため、純利益・総利益（財源となる事業収入等と減価償却費の差）が生じる。３　資金計画 平成２４～２７年度資金計画 （単位：百万円）

|  |  |
| --- | --- |
| 区 分  | 金 額  |
| 資金支出 業務活動による支出 投資活動による支出 財務活動による支出 次期中期目標期間への繰越金 資金収入 運営費交付金による収入 事業収入 外部資金研究費等による収入 その他の収入 前期中期目標期間よりの繰越金 | ９，７２５　７，７６５１，９６０００９，７２５　８，２１１１，０９６１７９２３９０ |

※金額については見込みであり、今後変更する可能性がある。第５　短期借入金の限度額 ５億円 ＜想定される理由＞ 運営費交付金の受け入れ遅滞及び予見できなかった不測の事態の発生等により、緊急に借り入れの必要が生じることが想定される。 第６　重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 なし 第７　剰余金の使途 決算において剰余金が発生した場合、中小企業支援及び研究開発の充実・強化、施設・設備機器の整備及び組織運営の改善等、法人の円滑な業務運営に充てる。 第８　その他業務運営に関する重要事項の目標を達成するためとるべき措置 １　施設の有効活用等(1)　施設の計画的な整備・活用等 建物は改修計画に基づき、計画的に整備を進めることとし、その際には省エネ技術の導入等を検討する。 土地・建物は適正に管理するとともに、有効活用を図る。特に、空き実験室や会議室等を、企業や業種団体との支援・交流の場等として多角的・柔軟に活用する。 (2)　設備機器の整備 顧客データベースの情報やマーケティング・リサーチ等に基づき、企業ニーズや費用対効果の高い設備機器を優先的に整備するとともに、府の政策課題への対応に必要な設備機器を整備する。整備に当たっては、利用が見込める企業、利用頻度、料金設定等、利用計画を策定する。 また、保守・校正点検等により精度を保持する。 なお、事業収入を財源として、収益事業に係る設備機器を整備するとともに、府の政策課題に対応するため必要な設備機器や非収益事業に係る設備機器については、運営費交付金で整備する。 (3)　安全衛生管理等の徹底 顧客へ良好かつ安全な利用環境を提供するとともに、顧客が設備機器を使用する際には職員から事前説明を十分に行う。そのため、職員教育を徹底し、事故の発生等を未然に防止する。 また、職員が快適な労働環境で業務に従事し、併せて、心身ともに健康を保持できるよう、労働安全衛生法等関係法令を遵守するとともに、職員の健康管理に関して相談に応じる体制づくりを行う。 (4)　環境への配慮 環境に配慮した業務運営を行い、施設の維持管理、設備機器の更新や物品購入に際しては、省エネルギーやリサイクルのしやすさを考慮する。 また、省エネルギー、廃棄物削減の取組状況等を明らかにするため、毎年度「環境報告書」を作成し、情報を公開する。 ２　法令遵守に向けた取組 (1)　コンプライアンスの徹底 職員の法令遵守に関する規程の制定やコンプライアンス研修の開催等、職員教育を徹底する。 (2)　情報公開 大阪府情報公開条例（平成１１年大阪府条例第３９号）の実施法人として、法人文書の管理、公開等について、責務を果たすとともに、職員教育を徹底する。 (3)　個人情報保護と情報セキュリティ大阪府個人情報保護条例（平成８年大阪府条例第２号）の実施機関として、個人情報の保護に関し、必要な措置を講じる等、責務を果たす。 また、企業からの相談内容、研究の依頼内容などの情報の漏洩が起こらないよう、組織的に取り組むほか、職務上知ることのできた秘密を漏らすことのないよう、職員教育を徹底する。さらに、電子媒体等を通じて情報の漏洩がないよう、情報セキュリティポリシーを策定し、職員に遵守させる。 (4)　リスク管理 業務の遂行、顧客の安全、財産管理等多角的な視点からリスクを調査・検討し、適切にリスク管理を行う。 第９　大阪府地方独立行政法人法施行細則（平成１７年大阪府規則第３０号）第４条で定める事項１　施設及び設備に関する計画（平成２４年度～２７年度）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施設・設備の内容  | 予定額 （百万円）  | 財源  |
| ・監視制御設備及び空調設備の改修 ・設備機器の整備  | 総額 １，９６０  | ・運営費交付金 ・運営費交付金及び自己収入  |

※金額については見込みであり、今後変更する可能性がある。２　人事に関する計画（平成２４年度～２７年度） 中小企業等の課題解決に向け、組織として最大限提供できるサービスを積極的に提案していくため、効果的な人員配置を行う。 また、外部人材の活用にも努める。 [人員体制] 中期目標期間中 １５６人 ※外部人材含む。３　中期目標の期間を超える債務負担 リース債務 （単位：百万円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 内容  | 中期目標期間事業費  | 次期以降事業費  | 総事業費  |
| ・情報システム機器等  | ８６  | ２３  | １０９  |

４　積立金の処分に関する計画 なし |